

6 住民監査請求に基づく監査

都民から、執行機関や職員による違法・不当な公金の支出などの財務会計上の行為について監査の請求がなされたものについて監査しました。

平成18年は、16件の請求がありました。このうち、地方自治法に定められている住民監査請求の要件を備えていると認められた6件について、監査を実施しました。

この6件については、請求人の主張に理由がないとして棄却しましたが、3件については、意見を付しました。

住民監査請求の請求件数と処理状況

請求件数	監査を実施	監査を実施せず	取下げ
16件	6件	9件	1件

住民監査請求には、対象となる行為が決められているほか、請求できる期間に制限があるものがあります。

【住民監査請求に関するお問合せ】

東京都 監査事務局 総務課 調査係

電話 03(5320)7011 直通

FAX 03(5388)1765

住所 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

都庁第一本庁舎北塔40階

住民監査請求事務の流れについては、23ページをご覧ください。